

地域おこし協力隊コーディネート募集支援業務委託仕様書

1. 事業の目的

糸田町は福岡県のほぼ中央、田川盆地の北西に位置する面積約 8 km²、人口約 8,300 人の自然豊かな町であり、都心部へは車で約 1 時間でのアクセスが可能です。毎年 5 月に行われる「糸田祇園山笠」は 300 年以上続く伝統行事で、地域の活力を象徴しています。

また、小中学校はそれぞれ 1 校ずつで連携が取れており、教育環境にも特色があります。学校の近接性や進学の一貫性により、教育の接続がスムーズに行われている一方で、教職員の業務負担軽減や子どもの体力向上・遊び場確保といった課題にも取り組む必要があります。

本事業は、少子高齢化・人口減少が進行する中で、交流・関係人口を拡大し、地域資源を活かした産業振興や教育環境の充実を図るため、地域おこし協力隊の採用を支援するものです。

特に、ふるさと納税推進や六次産業化、小中学校における運動指導支援などの分野において、意欲とスキルを持つ人材を確保し、地域の活性化につなげることを目的とします。

2. 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

3. スケジュール

本業務は、令和 7 年度において、以下のスケジュールで実施する予定である。なお、最終的なスケジュールについては、発注者と協議のうえ決定する。

- 5 月～6 月：募集企画・広報素材の作成
- 7 月～9 月：募集開始・プログラムの実施
- 9 月～10 月：選考・面接
- 11 月～翌年 1 月：隊員着任、受入れ支援・定着サポートの実施

4. 業務内容

(1) 隊員の募集業務

適格な人材の確保を図るため、以下の活動について支援業務を行う。

① 発注者との打ち合わせ

町の魅力、募集企画作成、募集方法、業務内容等の企画・調整を実施する。

② 募集要項等作成

③ 募集媒体の募集原稿作成及び掲載

JOIN に掲載する原稿の作成や応募検討者にリーチしやすい Web メディア等選定し、募集広報媒体を活用した情報発信、SNS 活用の支援を実施する。

なお、本年度は、以下の3名の地域おこし協力隊を募集する予定であり、それぞれのミッションに応じたマッチングが求められる。

【求める人材】

- ① 地域振興課：六次産業化の推進

生産者と連携し、地域農産物を活用した加工品の企画・開発やリニューアル、テスト販売、情報発信などを行う人材。

- ② 地域振興課：ふるさと納税の推進

返礼品の発掘・企画・広報や、総務省告示に適合する返礼品の調査、SNS 等を活用した情報発信などを担う人材。

- ③ 教務課：小中学生運動指導協力隊

学校体育の授業支援、放課後の運動教室、休日の校庭開放における見守り、中学校部活動の補助、町や学校の魅力発信などに関わる人材。

(2) 隊員のミスマッチを防ぐためのプログラムの企画・運営

(1)に記載した本町が求める地域おこし協力隊の人材が、隊員として着任後に、活動イメージが具体的に湧き、隊員のミスマッチを防ぐためのプログラムを企画・運営すること。

(3) 隊員の選考

適切な人材の確保にあたって、以下の活動について支援業務を行う。

① 選考方法

発注者との打ち合わせを実施し、選考の整理や選考に関する助言をするものとする。

② 審査基準の作成

③ 面接の次第及びシナリオ、質問事項の作成

(4) 隊員の受入れ支援

隊員のスムーズな受入れのため、以下の活動について支援業務を行う。

① 発注者との研修内容等の調整・連絡

② 採用候補者の定着支援(～1月末まで)

③ 隊員向け研修の実施

・地域おこし協力隊の制度について説明

・具体的な業務内容の説明

(5) その他 追加提案

上記に拘らず、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案するものとする。

5. 成果物

業務報告書 電子データ 1式

その他、町の求めに応じ随時報告を行うこと。

6. 納品場所

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1

糸田町役場 地域振興課 企画係

7. その他

- ① 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守しなければならない。
- ② 業務を遂行する上で得た情報や関係機関から提供を受けた資料については、厳正に管理するとともに外部への漏洩に十分に注意すること。
- ③ 本仕様書に明記されていない事項及び疑義事項が生じた場合は、町と協議し、指示を受けるものとする。
- ④ 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行う。
- ⑤ 本業務において関係者間で紛争が生じた場合は、受託者の責任において解決するものとし、町は責任を負わない。
- ⑥ 本業務において作成した資料等の成果品の権利は、糸田町に帰属するものとする。また、受託者は糸田町の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- ⑦ 他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。やむを得ず第三者が著作権その他権利を有するデザイン等を使用する場合は、受託者の責任において必要な手続きを行うこと。